

総合支援資金特例貸付期間の延長のご案内 生活困窮の状況が続いている皆さまへ

総合支援資金特例貸付を利用し、なおも生活困窮の状況が続く方は、自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、原則3か月までとする貸付期間を延長してご利用できる場合があります。

貸付延長となる方

- 原則の貸付期間3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯
- 生活困窮者自立相談支援機関に情報提供し、支援に同意される方
- 総合支援資金の特例貸付の初回貸付を受けており、**12月末までに3月目である貸付期間が到来することが必要**となります。

10月以降に初めて特例貸付を申請する方は、以下のとおり取扱いとなります。

10月	11月	12月	1月	2月	3月	注意点
総合	総合	総合	延長	延長	延長	貸付延長対象です
小口	総合	総合	総合	/	/	延長の申請はできません
/	小口	総合	総合	総合	/	延長の申請はできません
/	/	小口	/	/	/	総合貸付もできません

貸付延長に関するQ&A

Q1 延長貸付は何回できますか。また何か月まで延長できますか？

A1 1回（3か月以内）までです。

Q2 延長貸付の申込みはいつできますか？

A2 総合支援資金貸付の最終送金月から申込できます。

Q3 延長申込みには何が必要ですか？

A3 印鑑が必要となります。（認め印で可 シャチハタ不可）

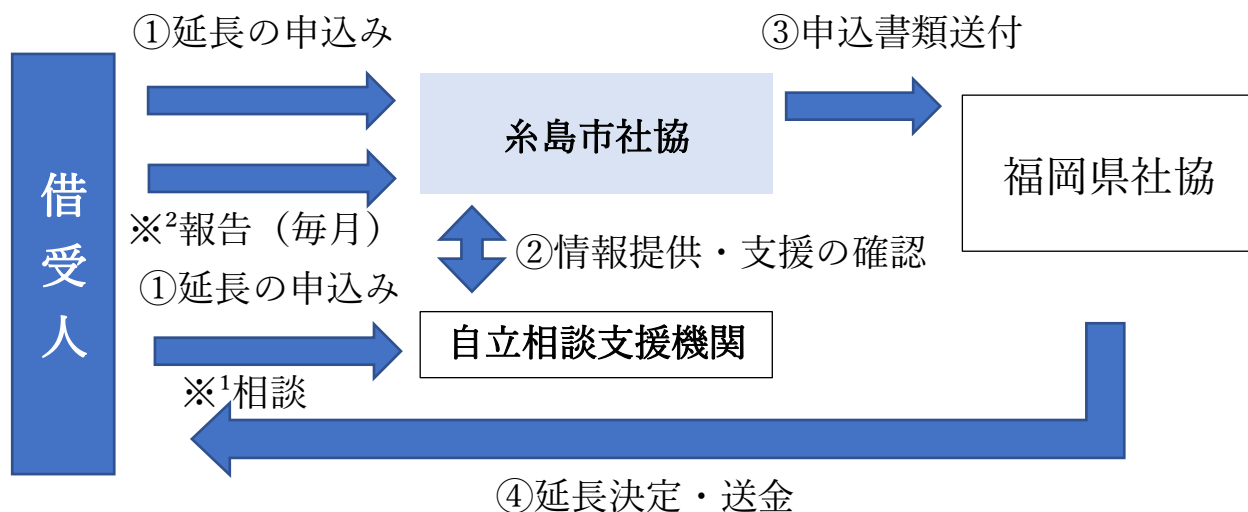
Q4 自立相談支援機関にどのように支援を申し込むのですか？

A4 自立相談支援機関や市社協でヒアリングを行い、「延長貸付にかかる申出書」を作成します。（事前予約をお願いします。）
必要に応じて、他制度へつなぐなど包括的な支援を行います。

Q5 延長申込み先・問合せ先はどこですか

A5 糸島市社協や自立相談支援機関へ電話をして、予約申込みをします。

特例貸付延長の手続きのながれ



※¹ 住宅、仕事、生活などについて生活困窮者自立相談支援機関にご相談ください。(家計相談、就労相談をはじめ、福祉保護課、ハローワーク、法律相談などと連携しながら包括的な支援をおこないます。)

※² 毎月、状況報告書を提出するとともに必要に応じて面談もします。

提出用書類 ①延長貸付にかかる申出書
②延長貸付申込書 ③借用書 (延長貸付)
必要なもの 印鑑 (認め印で可、シャチハタ不可)

申込み・問合せ先

◎延長申込み・問合せ先

・糸島市社会福祉協議会

〒819-1105 糸島市潤一丁目 22 番 1 号糸島市健康福祉センターあごら内

TEL 092-324-1660 FAX 092-324-3166

◎相談先 (生活困窮係とお伝えください)

・生活困窮者自立支援相談窓口

〒819-1192 糸島市前原西 1-1-1 糸島市役所 2 階 福祉支援課内

TEL 092-332-2073

Mail fukushishien@city.itoshima.lg.jp